

県パワー1		必要となる認定申請書等	
対象者	要件1～3号の対象者 要件1号:直近3か月の受注高又は売上高が前年同期比で5%以上減少している方 要件2号:直近3か月の受注高又は売上高が前年同期比で減少し、かつ、直前の決算で損失を計上している方 要件3号:直近3か月の粗利益が前年同期比で5%以上減少している方	様式名	茨城県パワーアップ融資認定申請書(様式第1号)
融資限度額	5,000万円		
融資期間	運転資金 7年以内(据置2年以内) 設備資金 10年以内(据置3年以内) 運転設備併用 7年以内(据置2年以内)	窓 口	商工会、商工会議所、茨城県中小企業団体中央会に申請
融資利率	3年以内 年1.3% 3年超5年以内 年1.4% 5年超7年以内 年1.5% 7年超10年以内 年1.6%		
信用保証料率	年0.45%～1.9%(一部の場合を除き、県の信用保証料補助10%あり) ※経営安定関連保証4号、5号、危機関連保証を利用する場合は、各制度の要件を満たすことが必要となります。		
責任共有制度	対象 ※経営安定関連保証4号、5号、危機関連保証を利用する場合は、各制度による。		

県パワー2		必要となる認定申請書等	
対象者	要件4号、6号の対象者 要件4号:経営安定関連保証1～8号の認定を受けた方 要件6号:県が指定した倒産事業者に対し50万円以上の売掛債権等を有している方	様式名	〈要件4号〉 茨城県パワーアップ融資申込書(様式第2号) 〈要件6号〉 茨城県パワーアップ融資認定申請書(県指定関係)(様式第3号)
融資限度額	5,000万円		
融資期間	運転資金 7年以内(据置2年以内)	窓 口	〈要件4号〉 取扱金融機関に申込 〈要件6号〉 商工会、商工会議所、茨城県中小企業団体中央会に申請
融資利率	3年以内 年1.3% 3年超5年以内 年1.4% 5年超7年以内 年1.5%		
信用保証料率	〈要件4号〉 経営安定関連保証1～3号、6号 年0.9% 経営安定関連保証4号、5号 年0.7%(県の信用保証料補助10%あり) 経営安定関連保証7号、8号 年0.8% 〈要件6号〉 年0.45～1.9%		
責任共有制度	〈要件4号〉 経営安定関連保証1～4号、6号 対象外 経営安定関連保証5号、7号、8号 対象 〈要件6号〉 対象		

県パワー3		必要となる認定申請書等	
対象者	要件5号の対象者 要件5号:危機関連保証の認定を受けた方	様式名	茨城県パワーアップ融資申込書(様式第2号)
融資限度額	5,000万円		
融資期間	運転資金 7年以内(据置2年以内) 設備資金 10年以内(据置3年以内) 運転設備併用 7年以内(据置2年以内)	窓 口	取扱金融機関に申込
融資利率	3年以内 年1.3% 3年超5年以内 年1.4% 5年超7年以内 年1.5% 7年超10年以内 年1.6%		
信用保証料率	年0.7%(県の信用保証料補助10%あり)		
責任共有制度	対象外		

県パワー4		必要となる認定申請書等	
対象者	要件7号の対象者 要件7号:経営安定関連保証4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)、同5号(売上高等の減少率が15%以上のものに限る)、危機関連保証(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)のいずれかの認定を受け、経営行動に係る計画を策定した方	様式名	茨城県パワーアップ融資申込書(様式第2号)
融資限度額	4,000万円		
融資期間	運転資金 10年以内(据置5年以内) 設備資金 10年以内(据置5年以内) 運転設備併用 10年以内(据置5年以内)	窓 口	取扱金融機関に申込
融資利率	3年以内 年1.3% 3年超5年以内 年1.4% 5年超7年以内 年1.5% 7年超10年以内 年1.6%		
信用保証料率	年0.2%		
責任共有制度	経営安定関連保証4号 対象外 経営安定関連保証5号 対象 危機関連保証 対象外		

※経営安定関連保証、危機関連保証の認定申請窓口は市町村となります。